

「譜録」小方三郎左衛門忠次の翻刻と紹介

和田秀作

筆者はこれまで当館所蔵史料の中から、個人的に関心を持って
いる周防大内氏や中世の山口県域に関わる文書を含む史料を紹介
してきた(1)。今回対象とする史料もそういつたものの一つで、
寛保元年(一七四二)に萩藩大組士の小方三郎左衛門忠次家(以
下、小方家と略記)が藩府へ提出した「譜録」(2)を翻刻・紹介
したい。

当「譜録」には、小方家に伝来した文明八年(一四七六)から
享保十六年(一七三二)までの文書の写二点が収められている
(後掲表1)(3)。小方家は、既に「閩閩録」編纂時に藩府の命
により所蔵文書の写二点を提出しているが、その時と重複する
ものは一点も含まれていない。したがって、「閩閩録」とあわせ
て利用すべき史料群といえよう(4)。

さて、これらの文書的内容的特色は、室町〜戦国期に大内氏
家臣から毛利氏家臣へ転身し、近世は、萩藩士となって存続した
小方家という武家の所領・所職の給与・安堵・相続などに関わる

ものが大半を占めるという点である。

また発給者に着目すると、小方氏自身による讓状二点以外は、
すべて主家である大内氏や毛利氏の当主もしくは上層家臣から与
えられたいわゆる判物や奉書類である。

以下、小方氏の動静について、筆者の関心に沿って若干説明を
加えておきたい。

「譜録」の系図によれば、小方家の本姓は藤原氏で、安芸国佐
伯郡小方村に居住し、在名により小方氏を称したという。ただし、
小方氏の所領は一貫して周防国玖珂郡内にあり、管見の限り、安
芸国との接点は確認できない。

ところで、安芸国佐伯郡小方村を本貫とする藤原姓小方氏とし
ては、厳島神主家の一族で神領衆であった小方氏が知られる(5)。
とすれば、小方氏と神領衆の小方氏との関係が当疑問となるが、
今のところ両者の系譜的なつながりは見いだせない。ただし、両
者はもともと同族であり、室町期に大内氏家臣となって周防国玖

〔譜録〕小方三郎左衛門忠次の翻刻と紹介(和田)

珂郡に所領を得た家が分かれた可能性は想定される（6）。

室町く戦国期の小方氏の動静がはじめてわかるのは、文明八年（一四七六）に小方盛康が周防国玖珂郡内の小畑名ほかを重康に譲った譲状である（一号文書）。ここには、大内氏の存在を示す文言は見あたらず、大内氏家臣としての確実な事例は大永三年（一五三三）四月まで待たねばならない（二・四号文書。とはいえ、当時の政治状況から判断して、大内氏の本国周防に所領を持つていた小方氏が、大永年間まで大内氏から自立した在地領主であり得たとは考え難い。したがって、周防国玖珂郡内の所領が確認できる文明年間の盛康の時には、小方氏は既に大内氏家臣となつていたと推測される。

「閩閩録」所収の文書もあわせると、小方氏のなかでも最も活動が知られるのが与康（元康）である。与康は、永正十七年（一五二〇）九月一日に祖父重康から所領を譲られ、大内氏からも承認された。しかし、享祿三年（一五三〇）夏に老耄の祖父に「不孝仁」と認識されて悔い返されそうになり、大内氏に訴えて事なきを得ている（二く四号文書）。

戦国期の小方氏にとって転機となった出来事は大内氏家臣から毛利氏家臣への転身であったが、こゝをうまく乗り切ったのは、やはり与康であった。

まず天文二十年（一五五二）に大内家にあつては、主君義隆が陶氏を中心とする大内氏の有力家臣から追放・殺害されるという一大事件が起きた。この時の小方氏の動静を直接示す史料は残されていないが、対馬守を名乗っていた与康は天文二十二年（一五五三）四月に陶氏らが擁立した大内家の新当主義長から当知行を安堵され、陶晴賢から副状を得ている（七・五号文書）。したがって、この政変に際し、彼は他の大多数の家臣と同様陶氏に賛同したことがわかる。

つぎの重大な局面は、大内家の実権を握っていた陶氏を天文二十四年（一五五五）厳島合戦で敗死させた毛利氏が防長に侵攻してきた場面である。この時、安芸国に近い周防国東部の玖珂郡に所領を持つ大内氏家臣たちは、引き続き大内家に忠誠を誓うのか、大内家を見限つて毛利家の傘下に入るのか、あるいは第三の道（両属もしくは自立してどちらの陣営にも属さない等）を選ぶのかといった判断を迫られた。

厳島合戦の約一ヶ月後、「小方対馬守」は所領が近接する楢柱氏らと同一行動をとつて所領安堵等を条件に毛利氏の陣営に属する道を選択した（「閩閩録」巻一〇一「小方三郎左衛門」二号文書。以下、閩一〇一「小方」のごとく略記）。そして、あくまでも大内家に従つた玖珂郡鞍掛城に拠る杉隆泰を攻撃して討ち取つたので

ある（閏一〇一小方1）。周防国東部の要衝であつた同城の落城により、当地域における毛利方の優勢は決定的なものとなつた。これらの功績により、同年閏十月「小方対馬守」は、毛利氏から玖珂郡本郷南方之内毛利彦次郎先給分九〇石を与えられている。玖珂郡本郷南方之内とは、具体的には玖珂郡久原のことであり、この地の權益を主張する内藤隆春や冷泉元豊といった大内氏旧臣らに妨害されている（一〇号文書・閏一〇一小方1）。

なお、遅くとも弘治二年（二五五〇）二月八日時点での「小方対馬守」の実名は元康と考えられる（一〇号文書）。与康が毛利氏に臣従した際に隆元から偏諱を与えられて、元康と改名したものであろう（7）。さらに同年三月には与康改め元康は、町野氏が大内氏を見限つて吉見氏に味方したため長門国阿武郡の戦局が大きく変化したという重大な情報（8）を毛利氏へ伝え、玖珂郡・熊毛郡方面への兵力の増強を急ぐよう促している（九号文書）。周知のように、大内氏は一年後の弘治三年（二五五七）四月に滅亡するから、元康の選択は正しかったわけである。

こうして二度に亘つて主君を鞍替し、自家の存続に成功した元康は、毛利氏に対し出陣や在番等の軍事的奉公をする一方、毛利氏五人奉行の一人児玉就忠との關係を強め、就忠の子元信を養子に迎えて天正年間には跡をつがせた（一一号文書・閏一〇一小方

3・7・11）。この頃の小方氏の所領は、本地である周防国玖珂郡楳杜北方二〇石や同郡祖生郷内二石のほか、同郡本郷南方内九〇石、同郡祖生郷内三箇所計八一石、同国熊毛郡島田二〇石などが確認できる。楳杜を本貫とする楳杜氏とは、權益が重なり調整を要することもあつたが、小方氏は一貫して玖珂郡楳杜・祖生を中心とした所領を確保していたようである（二一〜一四号文書・閏一〇一小方6）。

藩政期に入ると、小方家は萩藩家臣団の中核をなす大組に編入された。元信の子元忠は、大坂の陣の際使者や奏者役を、寛永十八年（一六四二）〜寛文元年（一六六二）物頭役をそれぞれ務めている（9）。元忠の養子就忠は、物頭役のほか延宝六年（一六七八）〜天和三年（一六八三）の六年間大坂留守居役も務めたことが知られる。元禄年間に知行所長門国美祢郡岩永村において拝領開作を願い出て許された忠正は、就忠の子である（二六・一七号文書）。そして、この忠正の子が「譜録」提出時の小方家の当主忠次である。

- (8) 当該期の阿武郡において町野氏が果たした役割については、拙稿「『阿武郡衆』とその周辺」(『歴史の道調査報告書4 山代街道』(山口県教育委員会、二〇〇二年))を参照のこと。
- (9) 小方家「譜録」の由緒書。以下、藩政期の同家の役職はすべて、これに拠る。

凡例

- 一 字体は、常用漢字や人名用漢字は新字体にあらためた。それ以外の漢字(いわゆる表外漢字)や一部の変体仮名には、原文の字体を残したものもある。
- 一 校訂者の加えた註のうち、校訂註には()、説明註には()を用いた。

番号	年号	月日	文書名	宛名
1	文明8	7/22	小方盛康讓状写	(七郎次郎<小方重康>)
2	永正17	9/1	小方重康讓状并神代武総裏書写	小方源次郎殿(与康)
3	享禄3	11/25	大内氏奉行人連署奉書写	小方兵部丞殿(与康)
4	大永3	4/16	大内義興袖判安堵状并大内義隆裏書写	(小方源次郎<与康>)
5	(天文22)	4/22	陶晴賢書状写	小方対馬守殿(与康)
6	天文16	5/17	大内義隆官途吹挙状写	小方兵部丞殿(与康)
7	天文22	4/18	大内義長袖判安堵状写	(小方対馬守<与康>)
8		5/16	毛利元就書状写	小方対馬守殿(元康)
9	(弘治2)	3/25	毛利元就書状写	(兵戸)隆家ほか3名
10	弘治2	2/8	毛利氏奉行人連署状写	小方対馬守殿(元康)
11	天正2	2/12	毛利輝元安堵状写	(小方元信)
12		8/25	毛利輝元書状写	小方兵部丞殿(元信)
13	天正17	12/5	毛利輝元安堵状写	小方喜兵衛尉
14		2/13	毛利輝元書状写	小方兵部丞殿(元信)
15	(寛文元)	3/17	毛利氏加判衆連署奉書写	福原左近殿(俊次)
16	元禄8	12/5	毛利氏加判衆連署奉書写	梨羽羽馬殿(就純)
17	元禄14	5/10	毛利氏加判衆連署付立写	堅田外記殿(広慶)
18	宝永2	5/1	毛利氏加判衆連署奉書写	益田友之介殿(広明)ほか1名
19	享保5	7/6	毛利氏加判衆連署奉書写	益田源兵衛殿(元実)
20	享保16	6/8	毛利氏加判衆連署奉書写	熊谷帯刀殿(元貞)ほか3名
21		3/23	毛利宗瑞書状写	小方七右衛門尉とのへ
22	元和5	12/6	毛利秀就加冠状写	小方源太郎とのへ(就重)

表1 「譜録」小方三郎左衛門忠次所収文書目録

「譜録」お6小方三郎左衛門忠次

二 小方重康讓状并神代武総裏書写

讓状事

合

一 小方盛康讓状写

周防国玖珂郡相柵北方内式拾石足内小畑壹反參百歩、筑前国錯乱之時小方七郎兵衛尉足土亡除之、

内祖生郷内拾式石

讓与

周防国玖珂郡内小方左衛門太夫知行給分之事

合

右、小方源次郎所讓与実也、然者全奉公無他妨可有知行者也、仍為後日讓状如件、

小方長門守

永正拾七年九月一日

重康判

一所 小畑名 田島并山野共二

一所 正弘名 六段小

一所 相郷内拾石名地 田島山野共二

右田島山野等者、小方長門入道讓状内在之、彼坪付

前、限永代讓七郎次郎也、（小方重康）全奉公無他妨不可有知行

相違之状如件、

文明八甲 申七月廿二日 盛康在判

三 大内氏奉行人連署奉書写

（小方重康）

祖父对馬入道一跡事、雖令与奪与康号不孝仁可悔還由、去夏

（小方）

此讓状備 上覽被成 御判候、尤目出候也、
大永三年四月十六日 （神代） 武総判

以入道參上之言上之条、子細被尋聞召之処、無殊事間、可和談之由被 仰出候処、可任 上意由申上、其後不能案内令帰宿候条、聊爾以外之次第也、所詮彼給事、自今以後縱可悔還之由雖申之、既有子細之上者不可自余准之由、於凌雲院殿御証判之裏御外題之被加 御判候也、然処、祖父入道老耄之誤不及是非、蒙御免者可忝之由、与康言上之旨、令披露之処、

申所神妙之由被 仰出畢、仍此間入道拘分事、一期之間可遣置之由申請候旨被成 御心得由、依仰執達如件、

享祿三年十一月廿五日

(彩輿重)

(三河守判)

(野田興方)
兵部少輔判

(与康)
小方兵部丞殿

四 大内義興袖判安堵状并大内義隆裏書写

義興

御袖判

祖父对馬守重康所帶事、任去永正拾七年九月一日讓与状之

旨、小方源次郎領掌不可有相違状如件、

大永三年四月十六日

「譜録」小方三郎左衛門忠次の翻刻と紹介（和田）

御下知之趣不可有相違者也、縦以本条旨雖任心可悔還之由申之、於件讓者依有子細不可准他之条、令加裏書而已、

享祿三年十一月廿五日

(天內義隆)
判

(与康)
小方兵部丞殿

五 陶晴賢書状写

(小方)

与康当知行分御繼目 御判頂戴、尤珍重候、弥奉公不可有

油断之条、肝要候、恐々謹言、

(天正五年)
卯月廿二日

晴賢判

(与康)
小方对馬守殿

六 大内義隆官途吹举状写

对馬守所望事、可令举敷奏之条如件、

天文十六年五月十七日

(義隆)
御判

(与康)
小方兵部丞殿

七 大内義長袖判安堵状写

義長

御袖判

(大内義興)

当知行事、任去大永三年四月十六日凌雲院殿裁許之旨、小方

(写康)

対馬守可全領知之状如件、

天文廿二年四月十八日

八 毛利元就書状写（モト切紙）

(稻杜隆康)

信濃守殿へ聊申儀候者、此者進之候、御談合候而預御返事候

者、可為祝着候、此者可申候間、不能紙面候、恐々謹言、

五月十六日

元就御判

(元康)

小方対馬守殿

御宿所

○この文書は、弘治一々元龜二年のものと思われる。

九 毛利元就書状写

如此令申折節、重而従小方左右候、(陰風)町野事現形候而既弟(之應)鶴

(正題)

法師吉見へ出置候、然間吉見方かねの城請取ニ被出候、長

(長門國阿武郡)

州安武仕成候て、渡川表可取出之由候、大慶此事候、町野

(徳)

事長州ニ候て、如此覚語共ハ能々山口ヲ見切候ハてあるま

(正)

しき事候く、万々可然本望千方候く、

(長門國玖珂郡・熊毛郡)

一吉見江如此候条、道前表之事も動遅々候てハ不可有曲候条、

(石見國)

弥人数をも指急之由従小方ハ申越候く、乍去瀨摩郡表ニ

見かけの事候ハ、相動度候く、見かけの儀徒ニハ日数

等暮し度もなく候く、御分別あるへく候く、恐々謹言、

(弘治二年)

三月廿五日

元就御判

(赤)

隆家

(口羽通長)

刑太

(種元忠)

左太 又まいる

右馬

元就

(青)

○この文書の正文は毛利博物館に所蔵されている。

一〇 毛利氏奉行人連署状写

（備防國）
玖珂郡久原九拾石足 毛利彦次郎 先知行事、（小左） 对元康被成 御判之处、内

藤左衛門太夫代官押妨之由候、以外不可然候、既有忠儀之子
（陰奉）

細、於玖珂被進置候条、聊不可有相違之由被申候、右之内五

石足 （正憲） 事、冷泉殿代官竊之由候、是又不可然候、彼彦二郎給
（屋敷分）

地内無紛之条、对右両所役人銘々被成奉書候、仍元康拝領之

地玖珂郡段錢事、為御合力每年被成御扶助候、尤可然候、委

細对郡代被成御奉書候、可得其心候、恐々謹言、
弘治貳年 赤川左京亮 元保判
二月八日

兒玉三郎右衛門尉 就忠判
国司右京亮 元相判
桂左衛門大夫 元忠判

連署
元保

（元康）
小方对馬守殿

〔譜録〕小方三郎左衛門忠次の翻刻と紹介（和田）

一一 毛利輝元安堵状写

防州玖珂郡楳杜北方之内貳拾石 本地 同郡祖生郷之内拾貳石 本

地・同郡本郷南方之内九拾石 毛利彦次郎 先知行・同郡祖生郷之内三拾
（岸見分）

石 （小方元康） 同所之内三拾六石 實乘寺 同所之内拾五石 弘中四郎
（領）

右地等事、任先例旨并養父对馬守手次全知行不可有相違者也、
（小方元康）

仍一行如件、
天正二年二月十二日 輝元御判

一二 毛利輝元書状写

（小方元康） 其方養父对馬守本地屋敷分貳拾石之事、楳杜郷之内在之付而、
（陰康） 今度楳杜信濃守存分雖申候、对貞俊申聞令異見落着候之条、
（宿原） 可然候、於向後茂聊不可有相違候、猶平藤可申聞候、謹言、
（平佐就之）

八月廿五日 輝元御判

（元信）
小方兵部丞殿

九三

〔譜録〕小方三郎左衛門忠次の翻刻と紹介（和田）

一三 毛利輝元安堵状写

防州熊毛郡之内島田式拾石足之事、小方兵部丞為割分遣之由（元信）
候条、役目等堅固相勤可知行之状如件、

輝元公

天正拾七年十二月五日

御判御墨印

小方喜兵衛尉

（殿貳）

儀被思召候間、隱居被仰付、養子三郎左衛門二御役目可被仰（小方就忠）
付之旨候、然者主計組之儀、三郎左衛門事此中代役相勤無別
条御役儀所勤仕候間、直様三郎左衛門二可被預置之旨、被
出候条、右之段可被申渡候、恐々謹言、

（寛文元年）

三月十七日

（榎本就時）
榎 遠江
書判

（堅田就政）
堅 安房
書判

（益田就圓）
益 孫左衛門
書判

（毛利就頼）
毛 隱岐
書判

（毛利就信）
毛 主膳
書判

福原左近殿（俊次）

一四 毛利輝元書状写

（周防國玖珂郡）
其方本知楢杜北方之内二拾石之内拾石分、対大夫丸可割遣之
由承知候、自然彼者退転之時者、如前々其方知行不可有相違
候、謹言、

二月十三日

輝元御判

（元信）
小方兵部丞殿

一五 毛利氏加判衆連署奉書写

（元忠）
小方主計事、老極二付隱居御理申上候条相伺候处、御断無余

一六 毛利氏加判衆連署奉書写

一筆申入候、御方与小方太郎左衛門美祢郡永村知行所物切之内ニ而、先年拝領之開作地開立相成分申出ニ付、檢地石積被仰付候之処、三石四升式合有之通、坪附帳調出候、因茲当務より持掛り三百石ニ引加、以上高三百三石四升式合ニ被成遣候条、此辻を以組並之諸役可被申付候、恐々謹言、

元禄八亥

十二月五日

梨羽求馬殿

(就地)

(佐世広久)

佐 主典印判

(毛利就盛)

毛 阿波印判

(尖戸就宗)

完 備前印判

一高尅斗八升四合

但同郡同村ニ而畠田成出石之分
以上高五石尅斗三合

右、御方与小方太郎左衛門知行物切之内ニ而、先年拝領之開作開殘并畠田成被遂御分別仕立相成候通申出ニ付、檢地石盛被仰付候処、両条高五石尅斗三合有之通、坪付帳調出候、依之当務より持掛り高三百三石四升式合ニ引加、以上高三百八石尅斗四升五合ニ被成遣候条、此辻を以与並之諸役可被申付候、以上、

元禄十四

五月十日

堅田外記殿

(広慶)

(佐世広久)

佐 主典印判

(毛利就盛)

毛 阿波印判

(尖戸就宗)

完 丹波

一七 毛利氏加判衆連署付立写

付立

一高四石九斗尅升九合

但美祢郡岩永村ニ而開作石之分

(長門國)

一八 毛利氏加判衆連署奉書写

小方太郎左衛門嫡子半七婦ニ兼重新左衛門娘を縁組之事、相

(忠正)

(小方就久)

「譜録」小方三郎左衛門忠次の翻刻と紹介 (和田)

「譜録」小方三郎左衛門忠次の翻刻と紹介（和田）
同候処、如願可申合之旨候条、此段可被申渡候、恐々謹言

宝永二

五月朔日

国（國司）式部
広充印判

佐（佐世）主殿

広久印判

益（益田）越中
就賢印判

毛（毛利）藏主
就直印判

完（完戸）丹波
就宗印判

益田友之介殿
（広明）
（就唐）

栗屋帯刀殿

一九 毛利氏加判衆連署奉書写

小方太郎左衛門（忠正）年齢七十歳余二付、隠居之事相伺候之処、如願被仰付俸半七可被召仕之旨候条、此段可被申渡候、恐々謹言

享保五
七月六日

山（山内）縫殿
広通印判

桂能登
広保印判

毛（毛利）伊豆
広包印判

毛（毛利）筑後
広政印判

完（完戸）主計
就延印判

益田源兵衛殿
（元斐）

二〇 毛利氏加判衆連署奉書写

小方三郎左衛門（忠次）嫡子半左衛門（小方忠忠）婦二兼重五郎兵衛娘を縁与之事、相伺候処、如願可申合旨候条、此段可被申渡候、恐々謹言

享保十六
六月八日

山（山内）縫殿
広通印判

毛（毛利）宇右衛門
広規印判

熊谷帯刀殿
（元直）

榎本弾正殿

(元久)

佐世大学殿

(広文)

益田図書殿

(元吉)

二二 毛利宗瑞書状写

其元長々相詰苦身之儀候、弥無油断可相勤事肝要候、何茂御替之儀、秋中可差下候、其内之儀弥奉公専一二候、かしく、

三月廿三日

宗瑞様

御判

小方七右衛門尉とのへ

二三 毛利秀就加冠状写

加冠

就

元和五年十二月六日

秀就公

御判

(就重)

小方源太郎とのへ

「譜録」小方三郎左衛門忠次の翻刻と紹介（和田）